都道府県名	郡名	名
宮城県		仙台市
茨城県		常総市
栃木県		栃木市
徳島県		吉野川市
香川県		観音寺市
愛媛県		西予市
高知県		室戸市
福岡県		朝倉市
長崎県		南島原市
熊本県		天草市
宮崎県		延岡市
鹿児島県		垂水市
沖縄県		国頭村
徳島県	三好郡	東みよし町
香川県	三豊郡	まんのう町
愛媛県	西宇和郡	伊方町
高知県	幡多郡	黒潮町
福岡県	朝倉郡	東峰村
長崎県	南松浦郡	新上五島町
熊本県	天草郡	苓北町
宮崎県	東臼杵郡	諸塚村
鹿児島県	西臼杵郡	日之影町
沖縄県	国頭郡	東村
徳島県	美馬市	
香川県	三豊市	
愛媛県	西予市	
高知県	香美市	
福岡県	朝倉市	
長崎県	南島原市	
熊本県	天草市	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	薩摩川内市	
沖縄県	国頭郡	国頭村
徳島県	三好市	
香川県	観音寺市	
愛媛県	西予市	
高知県	室戸市	
福岡県	朝倉市	
長崎県	南島原市	
熊本県	天草市	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	薩摩川内市	
沖縄県	国頭郡	東村
徳島県	吉野川市	
香川県	観音寺市	
愛媛県	西予市	
高知県	室戸市	
福岡県	朝倉市	
長崎県	南島原市	
熊本県	天草市	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	薩摩川内市	
沖縄県	国頭郡	国頭村
徳島県	吉野川市	
香川県	観音寺市	
愛媛県	西予市	
高知県	室戸市	
福岡県	朝倉市	
長崎県	南島原市	
熊本県	天草市	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	薩摩川内市	
沖縄県	国頭郡	国頭村

備考

この告示に掲げる区域は、平成二十七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○農林水産省告示第七百五十三号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第十九条第二項の規定に基づき、平成二十七年に発生した農林水産業共同利用施設についての災害に係る同条第一項第一号の区域を次のように告示する。

平成二十八年三月十一日

農林水産大臣　森山　裕

都道府県名	郡名	市町村名
宮城県		仙台市
茨城県		常総市
栃木県		栃木市
徳島県	三好郡	東みよし町
香川県	三豊郡	まんのう町
愛媛県	西宇和郡	伊方町
高知県	幡多郡	黒潮町
福岡県	朝倉郡	東峰村
長崎県	南松浦郡	新上五島町
熊本県	天草郡	苓北町
宮崎県	東臼杵郡	諸塚村
鹿児島県	西臼杵郡	日之影町
沖縄県	国頭郡	国頭村
徳島県	吉野川市	
香川県	観音寺市	
愛媛県	西予市	
高知県	室戸市	
福岡県	朝倉市	
長崎県	南島原市	
熊本県	天草市	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	薩摩川内市	
沖縄県	国頭郡	東村
徳島県	美馬市	
香川県	観音寺市	
愛媛県	西予市	
高知県	香美市	
福岡県	朝倉市	
長崎県	南島原市	
熊本県	天草市	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	薩摩川内市	
沖縄県	国頭郡	国頭村
徳島県	三好市	
香川県	観音寺市	
愛媛県	西予市	
高知県	室戸市	
福岡県	朝倉市	
長崎県	南島原市	
熊本県	天草市	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	薩摩川内市	
沖縄県	国頭郡	東村
徳島県	吉野川市	
香川県	観音寺市	
愛媛県	西予市	
高知県	室戸市	
福岡県	朝倉市	
長崎県	南島原市	
熊本県	天草市	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	薩摩川内市	
沖縄県	国頭郡	国頭村

備考

この告示に掲げる区域は、平成二十七年十二月三十一日における行政区画によって表示されたものとする。

○国土交通省告示第四百八十九号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第七条の規定を実施するため、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針を次のように定めたので、告示する。

平成二十八年三月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「法」という。）第６条第２項に規定する住宅事業建築主その他の建築物の販売又は賃貸を行う事業者（以下「販売・賃貸事業者」という。）は、法第７条の規定に基づき、次に定めるところにより、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示するよう努めるものとする。

１．遵守事項

販売・賃貸事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、エネルギー消費性能を表示する場合においては、⑴の表示事項について、⑵の表示方法により、⑶に留意して、表示するよう努めるものとする。ただし、法第36条第３項の規定に基づき表示を付する場合にあっては、本指針で定めるところにより表示をしたものとする。

⑴　表示事項

表示を行う事項は次のとおりとする。ただし、⑤から⑦までに掲げる事項については、非住宅建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「基準省令」という。）第１条第１項第１号に規定する非住宅建築物をいう。以下同じ。）にあっては同号イの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法、同号ロの設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により、住宅（同項第２号に規定する住宅をいう。以下同じ。）にあっては同号ロ⑴の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により、複合建築物（同項第１号に規定する複合建築物をいう。以下同じ。）にあっては同項第３号ロ⑴の設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の算出方法によりそれぞれ算出された数値から、基準省令第２条第１項、第３条第１項、第４条第１項及び第５条第１項のその他一次エネルギー消費量を減じた数値とする。

①　建築物の名称。ただし、建築物が一戸建ての住宅である場合にあっては、当該建築物の名称の表示を省略することができる。

②　評価年月日

③　第三者認証（法第２条第５号に規定する所管行政庁又は法第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の評価についてこれと同等以上の能力を有する機関が行った建築物のエネルギー消費性能に関する認証をいう。以下同じ。）又は自己評価（第三者認証以外の建築物のエネルギー消費性能に関する評価をいう。以下同じ。）の別

④　第三者認証の場合にあっては、認証を行った機関の名称

⑤　設計一次エネルギー消費量の基準一次エネルギー消費量からの削減率。削減率は次の式により算出する数値（一未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

$$\frac{\text{基準一次エネルギー消費量} - \text{設計一次エネルギー消費量}}{\text{基準一次エネルギー消費量}} \times 100$$